

福岡県暴力団排除条例改正

令和3年12月1日施行



暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域が拡大!!

以下の場所の周囲200mの区域(○については地域)で、暴力団事務所の開設及び運営が禁止されます。

<p>1</p> <p>子ども子育て支援事業等の保育を行う場所 「子ども子育て支援事業を行う施設、児童の保育事業所、認可外保育施設等」</p>	<p>2</p> <p>遊びの場 「都市公園、公営の体育館等」</p>	<p>3</p> <p>学びの場 各種学校、博物館等施設、世界遺産、重要文化財等。</p>	<p>4</p> <p>住宅街・商業地域 住居形成地区、住居系商業地域、商業系商業地域、特定地域及び商業系商業地域。</p>
---	---	---	--

暴力団に関する相談窓口はこちら
福岡県警察本部 092-641-4141



賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんですが、それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 入会について

入会手続

詳しくは福岡県暴力追放センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体~1口3万円、個人~1口5千円(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典

会員の方には、福岡県暴力追放センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



暴力追放広報用ポスターの募集

募集!

- 応募資格**
福岡県内の高等学校に在籍する生徒並びに福岡県内に居住又は勤務する16歳以上の方
- 応募作品の規格等**
 - 用紙のサイズは四つ切り(縦540mm、横379mm)とし、縦書き、横書きは問いません。
 - 画材、画法は自由です。
 - 図案には、文字を使用しても差し支えありません。
- 応募方法**
応募作品の裏側には、住所、氏名、職業(学生の場合は、学校名、学年)、連絡先電話番号を記載してください。
- 応募期間**
令和4年4月1日から同年6月30日までの間
- 作品の送付先**
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎5階
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 表彰**
暴力追放ポスターコンクール審査委員会で審査の上、優秀作品については、賞状及び記念品を贈呈します。
- 暴力追放ポスターについてのお問い合わせ先**
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL.092-651-8938

表紙: 福岡県糟屋郡宇美町
滝シリーズ 難所ヶ滝
(なんしよがたき)

宝満山の中腹にある河原谷(ごうらだに)の大つらら《通称:難所ヶ滝(なんしよがたき)》岩から染み出た水が岩肌をつたいながら凍って氷結し、寒気が強いときには、高さ20mもの大つららになることがあります。



「難所ヶ滝(なんしよがたき)」

県民の絆

2022

VOL.

61

暴力団追放三不運動 +1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 http://www.fukuoka-boutui.or.jp/



公益財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
理事長 瓦林 達比古

新年のご挨拶



福岡県警察
本部長 野村 護

新年明けましておめでとうございます。

県民の皆さまにおかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと存じ上げます。

一昨年から続く、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、災禍を負われた方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、本年が皆様にとって、幸多い一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

さて、福岡県の暴力団情勢は、県警の強力な取締りと県民の皆さんの暴排気運の盛り上がり相まって、その勢力は衰退し活動も低調になっています。

そのような中、昨年8月には北九州市の指定暴力団工藤会トップ二名に対し、大変重たい判決が下されました。また、大牟田市の指定暴力団浪川会本部事務所等の使用差止請求の代理訴訟の果実として暴力団事務所が撤去されました。

さらに、北九州市などにおいても、暴力団事務所が住民パワーを背景として撤去されるなど、暴力団排除活動が大きく進んできました。

これまで暴力団は、市民生活の中に当たり前のように存在し、組織間の抗争や違法な資金獲得活動などを行い、多くの被害者を出しています。

残念ながら、私たち県民も暴力団の存在を暗黙のうちに容認し、彼らをのさばらせてしまったところがありました。

ところが、ここ数年、県民の皆さまの暴排意識が高まり、暴力団に対して「NO!」と声を上げて行動を起こし、その結果として暴力団事務所の撤去や事件の検挙など、目に見えて大きな成果が得られるようになったのです。

怖れるあまり、見て見ぬふりをしている、何も変わりません。皆さんの力を結集すれば、暴力団がない福岡県は必ず実現できます。

本年も暴追センターでは、民暴相談や代理訴訟を通じて積極的な支援を惜しみませんので、力を合わせて暴排活動を推進していきましょう。

あわせて、当センターでは、『暴力団を離脱し人生をやり直したい』と考えている方にも広く門戸を開くとともに、離脱支援に協賛していただける企業様にも、なお一層の支援を行ってまいります。

結びに、県民の絆をご購読いただいている皆様の今年一年のご多幸、ご健勝を祈念し、私の新年の挨拶といたします。

謹んで新春の御挨拶を申し上げます

県民の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

県警察では、平成26年の五代目工藤会壊滅作戦開始以降、集中的な取締りを行い、最高幹部をはじめ多数の組員を検挙するとともに、暴力団事務所撤去活動、組員の離脱・就労支援等について継続的に取り組んだ結果、構成員の減少等弱体化が目に見える形で進展しており、壊滅に向けた取組は着実に進んでおります。

さらに、昨年8月には工藤会総裁らによる組織的な殺人等事件に関する第一審判決において有罪判決が下されました。この判決は、工藤会壊滅に向けた大きな節目の一つであり、ここに至るまで、勇気をもって証言していただいた証人の方々や暴力団排除活動に積極的に取り組んでこられた方々など全ての関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

また、昨年12月に福岡県暴力団排除条例の一部が改正され、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域及び地域が拡大されたことにより、暴力団の活動に更なる大きな打撃を与える効果が期待されるところです。

県警察では、本年も引き続き三大重点目標に「暴力団の壊滅」を掲げ、県民の皆様のお安全を確保した上で、暴力団犯罪の徹底した取締り、暴力団の組織基盤に打撃を与えるための資金源対策、暴力団事務所の撤去、組員の離脱・就労支援といった社会復帰対策等の各種暴力団対策を警察の総力を挙げて進めてまいりますので、引き続き、県民、事業者の皆様方には御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、県民の皆様方の御多幸と御活躍を心から祈念いたしまして、私からの新年の挨拶といたします。



暴力追放福岡大会

～第30回暴力追放福岡県民大会、第9回暴力追放福岡市民大会～

大会概要

- ◎日時：令和3年11月11日(木)午後2時～午後3時30分まで
- ◎場所：福岡市東区千早4丁目21番45号 東市民センター



福岡県知事
服部 誠太郎



福岡市長
高島 宗一郎



暴追センター理事長
瓦林 達比古



福岡県警察本部長
野村 護



〈来賓〉

- 秋田 章二 様(福岡県議会議長)
- 小島 達朗 様(福岡地方検察庁 刑事部長)
- 小川 威亜 様(県弁護士会民事介入暴力対策委員長)
- 永原 讓二 様(福岡県町村会会長)
- 金子 直幹 様(福岡県公安委員会委員)
- 小山 毅 様(福岡市自治協議会等7区会会長)
- 伊藤 嘉人 様(福岡市議会議長)
- 渡辺 勝将 様(福岡県議会警察常任委員長)

〈主催〉

- 尾上 芳信 (福岡県暴力追放運動推進センター専務理事)
- 中村 英一(福岡市副市長)

〈共催〉

- 國本 正春(福岡県警察本部暴力団対策部長)
- 黒木 正晴(福岡県警察本部福岡市警察部長)

今回の大会はコロナウイルス感染症対策のため、規模を大幅に縮小した大会となりましたが、福岡市との共同開催とあって、服部県知事、高島福岡市長の参加を得たことで、県民、市民に対しアピール力のある大会となりました。

また、それぞれのお立場で暴力追放にご尽力された、二つの団体と二名の方の功績に表彰状をお贈りするとともに、恒例の暴力追放イメージポスターコンクールでは最優秀賞2作品、優秀賞3作品が選ばれ、それぞれの製作者5名に対して表彰状をお贈りしました。

第一部の最後は、力強い大会宣言が読み上げられ、会場からの満場の拍手をいただき、採択されました。

第二部では、暴排先生による講演が、実際の授業ながら行われました。

功労者表彰

暴力追放功労者

団体

大牟田市安心安全まちづくり推進協議会
会長 大滝 裕久 様
行橋京都遊技場組合
組合長 野村 和宏 様

個人

坂井 公明 様(古賀市)
天久 泰 様(北九州市)



ポスター表彰

暴力団追放イメージポスター表彰

【最優秀賞】

- 亀田 千遥 様(真凜館高等学校)
- 亀田 小遥 様(真凜館高等学校)

【優秀賞】

- 堀 真理子 様(八幡中央高等学校)
- 吉岡 絆 様(沖学園高等学校)
- 木林 涼夏 様(沖学園高等学校)



大会宣言

暴力のない安全で安心して暮らせる「福岡」の実現は、私たち全員の願いです。

私たちは、生活を著しく脅かす暴力団の存在を絶対に許しません。

暴力団情勢が、大きな転換期を迎えている、今こそ、私たち住民、企業、警察、行政、関係団体が一丸となり、

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

の「暴力団追放3ない運動+1(プラスワン)」を力強く実践していきます。

私たちは、暴力団のいないまち「福岡」を実現するため、勇気と熱意を持って、暴力団の追放に取り組むことをここに宣言します。

大会宣言は、福岡市暴力追放推進協議会副会長、小山毅 様
が力強く読み上げられ、来場者から大きな拍手が沸き上がったことから、本大会の宣言とすることが承認されました。

福岡市暴力追放推進協議会
小山 毅 様



特別講演

暴排先生は、教員免許を持った県の会計年度任用職員です。県内の中学校、高等学校へ出向き、未来ある青少年に暴力団の実態を伝える活動がされています。

学校で行われる授業を再現する形で、来場者を生徒に見立てて授業が行われました。

具体的な事例をあげ、暴力団の特性や危険性を分かりやすく説明されていました。



第30回 暴力追放福岡県民大会

暴追ポスターコンクール入賞者表彰



真颯館高等学校2年
亀田 千遥さん



真颯館高等学校2年
亀田 小遥さん



冲学園高等学校2年
吉岡 絆さん



冲学園高等学校2年
木林 涼夏さん



八幡中央高等学校2年
堀 真理子さん



佳作



東筑紫学園高等学校3年
松尾 奈々子さん



東筑紫学園高等学校3年
中村 健佑さん



東筑紫学園高等学校1年
樋口 莉子さん



東筑紫学園高等学校2年
國仲 梨央さん



真颯館高等学校3年
岡崎 さくらさん



真颯館高等学校3年
川崎 佑伎乃さん



真颯館高等学校2年
林 明信さん



八幡中央高等学校2年
小堤 菜世さん



特別賞



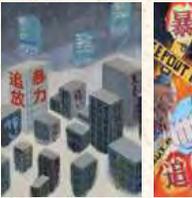
東筑紫学園高等学校2年
岩城 菜々さん



東筑紫学園高等学校1年
秋山 ゆかりさん



東筑紫学園高等学校2年
山本 周平さん



東筑紫学園高等学校2年
能岡 基弘さん



東筑紫学園高等学校2年
井ノ上 翔斗さん



冲学園高等学校2年
藤原 颯大さん



冲学園高等学校2年
石橋 幸歩さん



冲学園高等学校2年
江村 梨里香さん



冲学園高等学校2年
小笹 絆己さん



冲学園高等学校2年
小坂 柚結さん



冲学園高等学校2年
立山 雄士さん



冲学園高等学校3年
小野 樹輝さん



真颯館高等学校2年
羽田野 愛星さん



真颯館高等学校2年
坂田 翔さん



八幡中央高等学校2年
村上 雪那さん

暴力追放ポスターコンクールに多数のご応募ありがとうございました。





表彰受賞者 紹介 祝! 栄えある受賞、おめでとうございます。

令和3年全国暴力追放功労者・功労団体表彰

団体表彰

久留米市暴力追放推進協議会
会長

大久保 勉 久留米市長

昭和36年に結成され、平成19年には道仁会本部事務所等使用差止訴訟の提起に調整役として大きく関与し、同訴訟は、平成25年に全国で初めて人格権に基づく民事訴訟による指定暴力団の本部事務所撤去という形で決着となりました。その他、久留米市暴排条例の一部改正や大型公共工事や祭事からの暴力団排除を行うなど、多年に亘り暴力追放に取り組む、暴力団排除施策等に尽力されました。



個人銅賞

暴力追放栄誉銅賞
個人表彰
安田 聡剛 弁護士

平成15年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。平成17年と平成28年に暴力団事務所の撤去のために結成された弁護団の一員として事務所の完全撤去に尽力され、五代目工藤會に關係する損害賠償請求訴訟の提訴にも関与するなど、暴力団排除に大きく貢献されました。



令和3年九州管区暴力追放功労者・功労団体表彰

嘉麻市生活安全
推進協議会

会長 赤間 幸弘 嘉麻市長

平成19年から地域の安全のため活動を行う中、平成26年には嘉麻市として暴力追放都市宣言を行い、暴力団を社会から排除する決意を強く示してきました。また、平成22年から毎年、暴力団等追放市民総決起大会を開催するなど、暴力団排除活動を推進し、暴力団追放に尽力されました。



団体表彰

雑野 光氏

福岡県暴力追放運動
推進センター暴力監視員

平成4年から平成30年までの間、暴力監視員として暴力団排除活動を推進され、平成22年に制定された福岡県暴力団排除条例に係る「契約書への暴力団排除条項の導入」を関係先に積極的に働きかけるなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。



個人表彰

福井 慎一郎 弁護士

平成18年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。平成24年と令和元年に暴力団事務所の撤去のために活動し、令和2年に大牟田市の浪川会本部事務所の撤去のために結成された弁護団の一員として事務所の完全撤去に尽力され、五代目工藤會に關係する損害賠償請求訴訟の提訴にも関与するなど、暴力団排除に大きく貢献されました。



県内の暴力団事務所撤去推進状況

地域住民の「暴力団事務所はいらない」との声を受け、暴追センター、民暴弁護士などで街の中から一つ一つ暴力団事務所をなくしていく取り組みを進めています。

名所や旧跡が街から消えていくのは惜まれるものですが、こと暴力団事務所がなくなることは、住民の不安が解消されるだけでなく、地域振興にも好影響をもたらします。

ただ、その道のりは一朝一夕に成し得られるものではありません。市民の皆さんが勇気を振り絞り声を上げ、地道な活動を継続されてこそ現れる結果です。

1 指定暴力団浪川会本部事務所



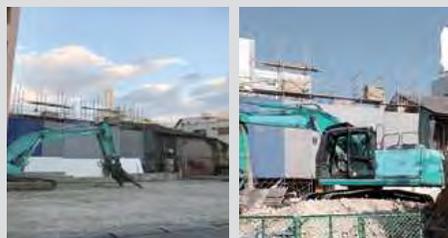
更地



暴力団事務所としての使用差止請求訴訟の結果、浪川会が訴訟内容を全面的に受け入れ、事務所を解体撤去後、土地を売却しました。

買い受けた方から大牟田市へ土地を寄付していただき、長年にわたる大牟田市民の不安を払拭することができました。

2 指定暴力団工藤會田中組紺屋町事務所および同會田中組本部事務所



紺屋町事務所



本部事務所

地域住民の粘り強い暴排活動と県警の交渉が実を結び、解体されました。

民暴弁護士による身近な法律相談 Q & A

担当弁護士
田邊法律事務所
吉野 啓作 弁護士
〒810-0042
福岡市中央区赤坂1丁目14番22号
センチュリー赤坂門ビル5階



賃借人からの不当要求と賃貸借契約の解除

Q 所有する賃貸マンションに入居している賃借人から、室内設備トラブルによるストレスで仕事を休むことになったとして高額な慰謝料や給与相当の補償を求められました。要求を断ったところ、部屋に呼ばれて入れ墨を見せられ、「〇組の〇を知らないのか」、「なめてるのか。ぶっ殺してやる」などと言われ、とても怖いです。暴力団員であることを理由に賃貸借契約を解除して、退去してもらうことはできないのでしょうか。

A 1 賃貸借契約解除の基本
賃貸借契約では、賃貸人と賃借人の信頼関係が重視されます。したがって、賃借人から賃貸借契約を解除するには、賃料不払等の解除事由に該当することに加え、お互いの信頼関係が破壊されたといえるような事情が必要です。この点、賃借人が暴力団員であるだけで直ちにこうした事情が認められるとは限らないことに注意が必要です。

2 どのような事情があれば信頼関係が破壊されたといえるか
例えば、何人もの暴力団関係者を頻繁に出入りさせて事務所として使用していたり、周辺住民を威嚇したり、他の暴力団と抗争中であるといったような事情があれば、信頼関係が破壊されたといえます。

本件のように具体的な暴力団組織の名前を示して不当な要求をしたり、害悪を告知して脅したりすることも、信頼関係を破壊する事情になり得ます。

3 他に有効な対策はあるか
契約書に暴力団排除条項（反社会的勢力排除条項という名称のこともあります。）があれば、それに基づいて賃貸借契約を解除することもできます。暴力団排除条項は、暴力団員等でないことの誓約と、それに違反した場合に相手方が契約を解除できる権利を定めるものが多いですが、もっと簡易な規定の仕方をしている場合もあります。

暴力団排除条項は契約の「入口」と「出口」の両方で賃貸人を保護してくれる、大変有用な条項です。暴力団員等はこの条項があることで契約締結を避けたがりますし、契約開始後に暴力団員等であると判明した場合にも、規定が存在しない場合と比べて格段に契約を解消しやすくなります。

本件でも暴力団排除条項が契約書の中に規定されていれば、これによる解除を検討することができます。

具体的な賃貸トラブルの解決方法は事案ごとに様々です。実際には、暴力団員であるかどうかははっきりしない場合もあります。そういう場合にも、暴追センターで月2回開催している弁護士による民暴特別相談を是非ご利用ください。詳しくお話を伺ったうえで、良い解決方法を一緒に考えていきましょう。

令和3年 下半期 地域・職域の暴排活動紹介

- 7月 1日 ●株式会社アンサー倶楽部 反社会的勢力に関する研修会
- 7月26日 ●福岡県ゴルフ場暴力団等排除・防犯連絡協議会 暴力団等排除宣言式
- 7月30日 ●北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会
- 8月25日 ●株式会社ZERO 反社会的勢力に関する研修会
- 10月20日 ●福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 10月21日 ●暴力追放事業体等筑紫地区協議会 反社会的勢力に関する研修会
- 10月26日 ●福岡県ゴルフ場暴力団等排除・防犯連絡協議会 総会
- 11月25日 ●グランドエンパイアホテル 反社会的勢力に関する講習会
- 11月26日 ●九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会 総会
- 11月27日 ●大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 11月30日 ●福岡県損害保険防犯対策協議会 総会
- 12月 1日 ●久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
- 12月 2日 ●九州経済産業局 行政対象暴力に関する研修会
- 12月27日 ●福岡県信用農業協同組合連合会 反社会的勢力に関する研修会



お知らせコーナー

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談委員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団やクレーマーに関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。
電話、メールでも受け付けておりますので、
迷わず、恐れず、お気軽にご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
- 午後1時30分～午後4時
- 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
- 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
TEL092-651-8938
- メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
- 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)					
令和4年4月	6日	20日	10月	5日	19日
	5月	18日		11月	2日 16日
	6月	1日 15日		12月	7日 21日
	7月	6日 20日	令和5年	1月	18日
	8月	3日 17日		2月	1日 15日
	9月	7日 21日		3月	1日 15日

お知らせコーナーについてのお問合せ先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL 092-651-8938